

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成31年4月2日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800242 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900001 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 44 年 5 月 21 日、喪失年月日を同年 7 月 1 日に訂正し、昭和 44 年 5 月及び同年 6 月の標準報酬月額を 2 万 4,000 円とすることが必要である。

昭和 44 年 5 月 21 日から同年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年 5 月 21 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 5 月 21 日に A 社に入社し、同社本社で研修を受け、同年 7 月 1 日より同社 B 支社に異動した。企業年金連合会からの回答書では、厚生年金基金の加入期間は、昭和 44 年 5 月 21 日から同年 11 月 28 日と記載されているにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険の記録がない。

請求期間当時、給与の支払いがあり、厚生年金保険料を控除されていたことは間違いないので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

C 社 (A 社を合併した会社) が提出した社員名簿等から、請求者が請求期間において、A 社に勤務していたことが確認できる。

また、企業年金連合会が提出した請求者に係る中脱記録照会 (回答) によると、請求者は A 社厚生年金基金において、昭和 44 年 5 月 21 日付けで厚生年金基金加入員資格を取得し、同年 11 月 28 日付けで同加入員資格を喪失していることが確認できる。

さらに、C 社は、請求者の A 社に係る厚生年金基金加入員資格取得届 (昭和 44 年 5 月 21 日付け資格取得) 及び同社 B 支社に係る同資格取得届 (昭和 44 年 7 月 1 日付け資格取得) を提出している上、C 社は、請求期間当時、厚生年金保険と厚生年金基金に係る届書は複写様式であった旨回答している。

加えて、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得 (昭和 44 年 5 月 21 日付け) について、「取得取消 44. 11. 16」と備考欄に記載されていることが確認できるが、前述の厚生年金基金加入員資格取得届等から、当該取消処理を行う合理的理由はなく、厚生年金保険被保険者資格に係る有効な取消処理があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 44 年 5 月 21 日、喪失年月日を同年 7 月 1 日とし、当該期間の標準報酬月額については、前述の請求者の A 社に係る厚生年金基金加入員資格取得届から、2 万 4,000 円とすることが必要である。